

■意見一覧

No.	資料名	タイトル	該当箇所								意見内容	回答		
			頁	数	(数)	②	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ	
1	業務要求水準書	契約又は覚書等	81	6	(4)	②							<p>契約締結日の14日前及び事業契約締結後14日以内に保険契約書類又は覚書を提出するとありますが、契約締結日の14日前及び事業契約締結後14日以内に当該保険契約書類や覚書を提出するのは実務上不可能です。</p> <p>保険契約については、保険契約締結14日前までに保険約款を県に提出することとし、保険契約締結後は速やかに保険証券又は付保証明書を提出するとの内容にすれば、保険実務上も対応が可能になりますので、ご検討をお願いします。</p>	付保証明を提出し、後に保険証券の写しを提出することでもよいものとします。